



外国人登録証明書から特別永住者証明書へ切り替えます

平成24年7月9日の外国人登録制度廃止に伴い、特別永住者が所持している外国人登録証明書は、次回確認(切替)申請期間までに特別永住者証明書に切り替える必要があります。期限日直前は、窓口が大変混み合うことが予想されますので、お早めに切り替えをお願いします。

申請先: 市民課(西館1階6番窓口 ☎51・2270)

外国人登録証明書の有効期限

在留資格	年齢区分	対象	有効期限
特別永住者	16歳以上	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月8日までに到来する方	一律、平成27年7月8日まで
		次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月9日以降に到来する方	次回確認(切替)申請期間の始期である誕生日まで
	16歳未満	—	16歳の誕生日まで



トマト黄化葉巻病にご注意ください

トマトやミニトマトの芽先が黄色化し、葉が小さくなって生長が止まり、果実のつきが悪くなる「トマト黄化葉巻病」が増えています。この病気は、「コナジラミ」という害虫を媒介して病気のトマトから健康なトマトへ広がるもので、一度感染したら回復することはありません。コナジラミは体長1mm弱の小さな白っぽい虫で、軽く葉を触ると飛び回ります。トマトやミニトマトを栽培する方は、次のことに注意しましょう。

- 畑の周りの雑草をとり、コナジラミが住み着かないようにしましょう
- コナジラミが発生したら、農業で防除しましょう(周囲に飛散しないよう十分ご注意ください)
- 病気にかかった株は早めに取り除き、土に埋めたり、ビニール袋に密閉したりして片付けましょう

問い合わせ: 市役所農業支援課(☎51・2476)、愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課(☎63・3529)、JA豊橋営農指導課(☎25・3552)



コナジラミ



地域資源回収にご協力ください

地域資源回収は、家庭から出る新聞などの古紙や布、缶などを「資源」としてリサイクルする、非常に「エコ」な活動です。各地域の自治会、小・中学校のPTA、幼稚園・保育園の保護者会など、多くの団体がごみの減量や資源の再利用を図るため、資源回収を実施しており、平成26年には約8,200トンの資源が回収されています。また、協力団体には回収量に応じて奨励金が交付され、備品の整備や親睦行事などの地域活動に使われています。限りある資源を有効に活用し、緑豊かで美しい地球を次の世代の子どもたちに残すため、ぜひ地域資源回収にご協力ください。

回収品目: 新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、牛乳パック等、布、アルミ缶、スチール缶など(各団体によって異なります) 回収日: ホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/6176.htm>)参照 問い合わせ: 環境政策課(☎51・2417)



地域資源回収のようす



児童手当の現況届および子育て世帯臨時特例給付金申請書を提出してください

児童手当の現況届は、6月分以降の児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するための届出です。昨年度に引き続き、子育て世帯臨時特例給付金と兼用の申請書を受給者あてに送付します。

提出方法: **【公務員を除く対象者】**届出用紙に6月1日現在の状況を記載し、6月30日までに郵送の場合は、こども家庭課(〒440-8501住所不要)、持参の場合は月～金曜日午前8時45分～午後5時に市役所東128会議室(東館12階) ※6月30日以降も受け付けますが、子育て世帯臨時特例給付金については、11月30日までに提出がない場合は支給を受けられません **【公務員】**子育て世帯臨時特例給付金申請書は職場から交付されますので、11月30日までに郵送の場合は、こども家庭課(〒440-8501住所不要)、持参の場合は月～金曜日午前8時45分～午後5時に市役所東128会議室へ提出してください。なお、子育て世帯臨時特例給付金申請書の交付方法や児童手当の現況届については、職場にお問い合わせください **問い合わせ:** 児童手当に関すること/こども家庭課(☎51・3161)、子育て世帯臨時特例給付金に関すること/豊橋市臨時福祉給付金等コールセンター(☎43・5400 ※6月1日(月)正午から)



平成27年版

ミニ統計とよはしを発行しました

豊橋市の人口・産業・市民生活など各分野の統計データを、コンパクトなポケットサイズにまとめ、無料配布します。

ところ: 市役所じょうほうひろば(東館1階)、中央図書館、カリオンビル、情報プラザ、各窓口センター、教育会館ほか

その他: 下記QRコードからもダウンロード可 **問い合わせ:** 行政課(☎51・2029)



ミニ統計とよはしQRコード



企業内生涯学習活動事業

企業などでの職員研修にご利用ください

企業の意向に沿ったテーマで専門の講師を派遣し、講演会を通じて働く方々に「学び」のきっかけを提供します。職員研修の一環として、職員のモチベーションアップ、ワーク・ライフ・バランスの推進の手段として、ぜひご利用ください。

対象: 企業・商工業団体、農業団体など※実施団体の規模不問 **内容:** 「家庭教育」「自己啓発」「ワーク・ライフ・バランス」の3コースから一つ選択し、教育委員会が派遣する専門の講師による講演会などを開催(1~2時間程度。少人数によるグループディスカッションなども可) **定員:** 3団体(申込順) **費用:** 無料 **申し込み:** 6月30日までに生涯学習課(☎51・2849)



6月1日(月)~30日(火)は

海洋環境保全推進月間です

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月を推進月間と定め、以下の項目を重点的に環境の保全に取り組んでいます。また、海への不法投棄や海洋汚染、海での事件・事故を見かけたら「118番」へ通報をお願いします。

重点項目

- 海に釣り糸、空き缶、弁当容器などのゴミを捨てない
- 海に流れ込む河川にもゴミをすてない。大雨などの増水で海に流れます
- 使用しなくなったレジャーボート、漁船などは放置せず、適正に処理する

問い合わせ: 三河海上保安署(☎34・0118)



農薬飛散と農薬登録の変更情報に注意しましょう

問い合わせ

市役所農業支援課(☎51・2476)、
愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課(☎63・3529)、
JA豊橋宮農指指導課(☎25・3552)

農薬は病害虫の防除や除草などにおいて有効な資材ですが、飛散により、人や動物の健康を害するおそれがありますので、使用に当たっては周囲への配慮が必要です。また、最新の農薬登録情報を確認の上、使用しましょう。

農薬を使用する場合の注意事項

- 農林水産省の登録番号が入っているか確認しましょう。番号の表示がないものは、農薬として認められていないため、使用できません
- 今般、新たに急性毒性の指標(急性暴露評価)による残留基準値が追加設定されることとなり、それに伴い、登録内容が変更される農薬が出てくる見込みです。その場合は、変更前のラベルの記載どおりに使用しても、

- 残留農薬の基準値を超える恐れがあります。最新の農薬登録情報(適用作物、希釈倍数、使用時期、使用方法など)を確認の上、使用しましょう
- 散布前には周辺の住民に対して、事前に、散布目的、散布日時、農薬名などを連絡しましょう

- 農薬散布は、無風や風の弱いときなど周りに影響の少ない天候や時間帯を選び、散布するときも風やノズルの向きに注意し、周囲に飛散しないようにしましょう。また、散布量は必要最小限に留めましょう

- 農薬を散布したら散布日時や場所、使用した農薬名、希釈倍数、使用量などの記録を残しましょう
- 農薬は、畑やハウスなどに

- 農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認しましょう

周辺で農作物が栽培されている場合の注意事項

- 食品衛生法では、基準値を超えた農薬が残留する食品の流通を禁止しており、周辺から飛散した農薬が検出された場合であっても出荷停止などの処分の対象となります。
- 散布前には、周辺の農作物栽培者に対して、事前に、散布目的、散布日時、農薬名などを連絡しましょう
- 使用する農薬は、できるだけ周辺の農作物にも使えるものを選びましょう